

参考資料

令和4年度第1回船橋市社会教育委員会議

関係法令等

令和4年4月27日（水）

午後2時40分開会

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

（国及び地方公共団体との関係）

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

（報告）

第十四条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例

昭和 35 年 3 月 31 日

条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条の規定に基づき社会教育委員（以下「委員」という。）を置くことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の職務)

第 2 条 委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 委員は、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(委員の委嘱の基準等)

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

2 委員の定数は 10 人とし、その任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他の事項)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員の会議その他運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までの間においては、第 1 条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例第 1 条、第 2 条、第 6 条第 1 項、別表第 1 及び別表第 2、第 2 条の規定による改正後の船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例第 2 条第 1 項、第 3 条の規定による改正後の船橋市職員定数条例第 1 条、第 4 条の規定による改正後の船橋市表彰条例第 3 条第 1 項第 4 号並びに第 5 条の規定による改正後の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例別表第 2 教育委員会の項の規定は適用せず、第 1 条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例第 1 条、第 2 条、第 6 条第 1 項、別表第 1 及び別表第 2、第 2 条の規定による改正前の船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例第 2 条第 1 項、第 3 条の規定による改正前の船橋市職員定数条例第 1 条、第 4 条の規定による改正前の船橋市表彰条例第 3 条第 1 項第 4 号、第 5 条の規定による改正前の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例別表第 2 教育委員会の項並びに第 6 条の規定による廃止前の船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前の条例第 1 条中「教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 16 条第 2 項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 9 条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第 8 条の規定による改正前の教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 16 条第 2 項」とする。

○船橋市情報公開条例（抜粋）

平成14年3月29日
条例第7号

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等（以下「独立行政法人等」という。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
(平17条例5・平19条例27・平27条例1・一部改正)

(情報提供施策の拡充)

第25条 実施機関は、その保有する情報を公表する制度の整備に努めるとともに、市民が必要とする情報を的確に把握し、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した広報媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の拡充に努めるものとする。

(平17条例5・旧第32条繰上、平28条例2・旧第24条繰下)

(会議の公開)

第26条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるものの会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

(平17条例5・旧第33条繰上、平28条例2・旧第25条繰下)

○教育委員会会議規則（抜粋）

（平成 10 年 3 月 27 日）
（教育委員会規則第 1 号）

（会議の公開等）

第 14 条 会議は、公開とする。ただし、次に掲げる事項について審議し、又は報告を受ける場合において、委員長又は委員の発議により出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

- (1) 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項
 - (2) 訴訟、審査請求、異議申立てその他の争訟に関する事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項
 - (4) 市長又は議会に対する意見の申出及び市長その他の関係機関との協議等を必要とする事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項
- 2 前項の規定による委員長又は委員の発議については、討論を行わないでその可否を決しなければならない。
- 3 会議を非公開とするときは、委員長は、委員長が指定する職員以外の者を退場させるものとする。

船橋市社会教育委員の会議運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例（昭和35年船橋市条例第12号）第4条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議その他運営に関し、必要な事項を定める。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員の会議（以下「会議」という。）に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 前項の委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

(任期)

第3条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、会議の日時及び場所並びに付議する事項をあらかじめ委員に通知して会議を行う。

2 委員は、会議において必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(会議の定足数等)

第6条 会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議に関する庶務は、船橋市教育委員会生涯学習部社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が、会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。